## 鳥取県告示第88号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定 に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成19年2月2日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表	住所(主たる事	介護予防サービス事業	介護予防サービス事業	亦更左旦旦
者の氏名)	務所の所在地)	を行う事業所の名称	を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社保健企画	鳥取市末広温泉	介護ショップひまわり	鳥取市末広温泉町461	平成19年1月1
代表取締役 中嶋	町461			日
直己				